

提 言 書

* 地域主権協議の実現

滋賀県が発展を遂げるためには、これまでの県独自の協議統治システムを改め、県・基礎自治体の役割分担を徹底し、それぞれの権限と財源で政策を展開していかなければならない。

そのために、県は地域主権基本条例(仮称)を制定し、目指すべき「滋賀のかたち」を明確に示すとともに、滋賀の成長を牽引するという目的にふさわしい県と市町の協議の場を創設すること。

また、それまでの当面の取組みとして以下の施策を推進すること。

* 自治行政権の確立

- ・ 地域住民の直接的窓口である基礎自治体優先の原則に基づき、県、市町の役割分担を見直すとともに、大幅な権限移譲を進め、地方分権改革の推進を図ること。

流域治水、びわこ学園特別加算、原発対策、幼児一時保育無料券、県立高再編等など、市町や市民に大きな影響を及ぼす政策についての事務・必要な人員・財源を合わせて早急に再協議のうえ方向性を具体的に示すこと。

- ・ 一方的な県独自の政策推進によらず、市町が自らの判断と責任により事業を実施できるよう、県による画一的な義務付け・枠付けを見直すとともに、新たな条例を整備すること。また、義務付け・枠付けの新設については県と市町の協議の場でチェックするシステムを整備すること。